

2020年11月20日

各位

会社名 ミナトホールディングス株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 若山 健彦
(コード：6862、東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役経営企画部門長 三宅 哲史
(TEL 03-5847-2030)
<https://www.minato.co.jp/>

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への利益還元と資本効率の向上および経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得する株式の総数	10万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:1.28%)
③ 株式の取得価額の総額	3,000万円(上限)
④ 株式を取得する期間	2020年11月24日から2021年3月31日まで
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(ご参考) 2020年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	7,812,470株
自己株式数	5,544株

以上